

羽村市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第78回）【報告】

日 時	令和5年3月3日（金曜日） 午前8時30分～9時15分
会 場	市役所東庁舎4階特別会議室
出席者	市長、副市長、教育長、議会事務局長、企画部長、総務部長、市民部長、産業環境部長、福祉健康部長、子ども家庭部長、まちづくり部長、上下水道部長、生涯学習部長、生涯学習部参事、西多摩衛生組合参事、羽村・瑞穂地区学校給食組合参事、防災安全課長、秘書広報課長、健康課長、健康課主幹
欠席者	なし
議 題	<p>1 報 告</p> <p>（1）現状について ⇒下記の状況について、情報共有を図りました。</p> <p>①2月28日現在の都内の発生状況 新規陽性者数1,181人（うち65歳以上215人）、 死亡者5人、入院者数801人</p> <p>②2月28日現在の市内の発生状況（発生届出者数） 新規陽性者数0人、 入院中12人、宿泊療養0人、自宅療養6人、調整中0人、総計18人 市内新規感染者数は、12月324人、1月245人、2月46人と減少傾向である。</p> <p>2 東京都新型コロナウイルス感染症本部会議について</p> <p>国は5月8日から新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症相当に該当しないものとし、5類感染症に位置づけることとし、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更した。</p> <p>これを受け、東京都は3月13日から5月7日までの間「感染拡大防止の取組」を行うこととしたことについて、情報共有した。</p> <p>3 今後の新型コロナウイルス感染症に対する市の対応について</p> <p>これを受けて東京都から出された「感染拡大防止の取組」に準ずることとし、市内の感染状況や近隣市の対応等を踏まえ、東京都の対応とは異なる対応をする場合は、新型コロナウイルス感染症対策本部会議で協議したうえで決定することとした。</p> <p>具体的には、発熱等の症状のある者の入場禁止や手指の消毒設備の設置、会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）については継続することとなるが、マスクの着用については個人の判断に委ねることとなる。</p>

4 新型コロナワクチン接種について

①今後の新型コロナワクチン接種について

国は、新型コロナウイルスワクチン接種について、2023 年度は特例臨時接種を延長し接種を継続すること、また、小児・乳幼児接種は、開始からの接種期間が短いため、引き続き同様の接種機会を確保することが妥当であると決定した。国が示した令和 5 年度の接種について、以下のとおり情報共有した。

・2023 年春夏（5 月～8 月）の接種について

重症者を減らすことを目的に、65 歳以上の高齢者や健常な人であっても重症化リスクが高い方が集まる場所においてサービスを提供する医療機関や高齢者施設・障害者施設等の従事者に接種機会を確保する。

・2023 年秋冬（9 月～12 月）の接種について

接種可能なすべての者を対象に接種を実施することとし、対象者などは 2023 年度の早期に決定する。

・小児・乳幼児の接種について

12 歳以上への接種は約 2 年 1 か間実施されてきた一方で、5～11 歳の小児に対しては約 1 年 1 か月、乳幼児に対しては約 5 か月の接種期間となっており、2023 年度も接種機会の確保が必要である。

②令和 5 年度市のワクチン接種について

市のワクチン接種に関する状況について、以下のとおり情報共有した。

・2023 年春夏（5 月～8 月）の接種について

想定人数から現時点では、個別接種と集団接種での対応が必要。

・2023 年秋冬（9 月～12 月）の接種について

想定人数から現時点では、個別接種と集団接種での対応が必要。

※令和 5 年 12 月までは S & D スポーツアリーナ羽村（羽村市スポーツセンター）の第 2 ホールを集団接種会場として継続することが決定した。（ただし、今後示される国の決定事項によっては、変更する場合がある。）

③新型コロナワクチン接種実績について

現在の接種率について情報共有した。

東京都発表の都内区市町村別接種率（2 月 28 日時点）

12 歳以上 3 回目接種率 全国 74.8%、東京都 73.4%、羽村市 76.5%

65 歳以上 3 回目接種率 全国 91.2%、東京都 90.3%、羽村市 91.6%

12 歳以上オミクロン株接種率 全国 48.4%、東京都 45.2%、羽村市 52.1%

65 歳以上オミクロン株接種率 全国 74.7%、東京都 74.5%、羽村市 82.3%

5 その他

- ・公立福生病院について
PCR検査センターは休止することとなった。
- ・公共施設のポスター掲示について
3月13日（月）からはマスクの着用が本人の判断に委ねることとなるため、マスクの着用の徹底についてのポスターについては、外してください。
三密の徹底やソーシャルディスタンスについては継続する。
- ・市職員の対応
市職員のマスクの着用については、個人の判断に委ねることとし、着脱について強要しない。
窓口の亚克力板についてはそのままとし、職員間の亚克力板については、職場の判断に委ねることとする。
- ・学校の対応
小中学校の卒業式については、児童・生徒及び教職員はマスクを外すが、保護者や来賓については着用とする。
学校におけるマスクの着用については、4月1日から適用となる。
- ・市議会の対応
3月議会中については、マスクの着用を推奨する。